

大殿子育てひろば「キラ◇きら」推進協議会規約

(名 称)

第 1 条

この会の名称は、大殿子育て広場「キラ◇きら」推進協議会(以下協議会という)と称し、事務局はひろば内に置く。

(目 的)

第 2 条

- 1 この会は、市との連携のもと、子育てしやすいまちづくりをめざし、各種事業を通して健全で心豊かな子育て支援を目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため次のことを行う。
 - (1) 乳児、幼児、児童とその親に関わるあらゆる子育て支援事業を行う。
 - (2) 子育てに関する啓発講座の定期的開催と支援者の育成を行う。
 - (3) 情報紙や連絡会議等で関係機関・団体との連携強化と情報交換に努める。

(委員の構成)

第 3 条

この会は、協議会の目的に賛同する団体・機関・個人で別表に定める会員をもって組織する。

(役 員)

第 4 条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 事務局 長 1 名
- (4) 副事務局 長 1 名
- (5) 会 計 1 名
- (6) 理 事 若干名
- (7) 監 事 2 名

(役員の仕事)

第 5 条

- 1 会長は協議会の会務を統括し、協議会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、職務の代理をする。
- 3 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- 4 副事務局長は、事務局長を補佐する。
- 5 会計は、予算案に基づき会計事務を行う。
- 6 理事は、会の代表として会の運営に関する事項を協議する。
- 7 監事は、会計及び会務の執行状況を監査しその結果を総会に報告する。